

告 示 第 8 号

令和8年7月1日

鹿児島市船舶事業管理者

船舶局長 橋 口 訓 彦

桜島港フェリーターミナル旧ATMコーナー使用者募集に係る提案競技参加者の資格について（公告）

桜島港フェリーターミナルにおける旧ATMコーナー使用者募集に係る提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので、公告します。

なお、この提案競技に参加しようとする者は、下記の要領により、提案競技参加申込書等を提出してください。

記

1 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本公告の日から入札参加資格審査申請の受付期限の日までの間において、鹿児島市船舶局物品購入等有資格業者の指名停止等に関する要綱（平成16年11月1日制定）その他の本市で定める指名停止に関する規程に基づく指名停止又は鹿児島市船舶局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (5) 納期が到来している法人市（町・村）民税（特別区にあっては、法人都民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 売店営業について、申請時点で食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の必要な許

認可を有していること。

(7) 直近3年間に食品衛生法による行政処分を受けていないこと。

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。

(9) フランチャイズ方式で参加する場合、同一のフランチャイズによる複数の参加申し込みをしていないこと。

2 参加申込要領

(1) 受付期間

公告日から令和8年7月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。郵送の場合は、令和8年7月31日（金）必着。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

桜島港フェリーターミナル旧ATMコーナー使用者募集要項（以下「要項」という。）の6(1)のとおり

(4) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(5) 提出先及び問い合わせ先

〒891-1419

鹿児島市桜島横山町61番地4

鹿児島市船舶局総務課経理係

電話 099-293-4783

FAX 099-293-2972

電子メールアドレス spsou-keiri@city.kagoshima.lg.jp

3 その他

要項等は、鹿児島市船舶局ホームページ(<http://www.city.kagoshima.lg.jp/sakurajima-ferry/>)において入手することができます。